

別府市立図書館協議会委員

(ブロック内50音順、敬称略)

選出分野	氏 名	役 職 名	備 考
学校教育	しおち みちよ 塩地 美千代	別府市立春木川小学校 校長	
	のなか こうじ 野中 公二	別府市立中部中学校 校長	
社会教育	たかはし のぶこ 高橋 伸子	松本記念児童図書館 (おじいさんのもり館長)	
家庭教育	たつかわ けいこ 立川 敬子	おはなしサークルぐるんぱの会	
	むらつ なほ穂 村津 奈穂	別府市地域学校協働活動推進員	
学識経験者	これなが いづろう 是永 逸郎	別府大学国際経営学部教授	
	さとう しんじ 佐藤 晋之	別府大学文学部司書課程准教授	
	たてやま ひろくに 立山 博邦	立命館アジア太平洋大学教育開発 学修支援センター准教授	

図書館協議会関係法規抜粋

【図書館法】

- 第14条 公立図書館に図書館協議会を置くことができる。
- 2 図書館協議会は、図書館の運営に関して館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関とする。
- 第15条 図書館協議会の委員は、当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会が任命する。
- 第16条 図書館協議会の設置、その委員の任命の基準、定数及び任期その他図書館協議会に関して必要な事項については、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。この場合において、委員の任命の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

【別府市立図書館の設置及び管理に関する条例】

- 第5条 法第14条の規定により、図書館に別府市立図書館協議会（以下「協議会」という。）を置く。
- 2 協議会の委員（以下「委員」という。）の定数は、8人以内とする。
- 3 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、委員会が任命する。
- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、再任されることができる。